

宮代町建設工事請負一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が5,000万円以上のものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮代町競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、宮代町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成19年宮代町告示第27号）に基づく指名停止措置及び宮代町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年宮代町告示第28号）に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (4) 過去2年間のいずれにおいても、町発注工事に係る工事成績点数が極めて低い者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次に掲げる参加資格について定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合数値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (5) 当該工事に配置予定の技術者
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項
(公告内容等の決定)

第4条 入札の公告内容等は、業者選定委員会（宮代町工事請負等業者選定委員会規程（平成19年宮代町訓令第1号）第2条に規定する委員会をいう。以下同じ。）の審査を経て、町長が定めるものとする。

(入札の公告)

第5条 前条に規定する公告は、様式第1号により掲示するものとする。

(参加資格の有無の確認申請)

第6条 入札に参加を希望する単体企業及び特定建設工事共同企業体（以下「参加希望者」という。）は、参加資格の有無並びに入札保証金及び契約保証金の取扱い

を確認するため、所定の期限までに、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業にあつては様式第2号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第3号。以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（単体企業にあつては様式第4号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第5号。以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書（宮代町特定建設工事共同企業体取扱要領様式-4）を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 宮代町契約規則（昭和62年宮代町規則第7号。以下「契約規則」という。）第8条第1項第2号の規定に基づき入札保証金の納付の特例を希望する者は、該当建設工事の請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等の履行を証明するものの写し（単体企業にあつてはその単体企業が、また、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績のものに限る。）を確認資料に添付しなければならない。

（参加資格の有無の確認）

第7条 参加希望者に明らかに参加資格がないと認める場合を除き、確認申請書を受理するものとする。

- 2 対象工事を所掌する課等の長（宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）第1条に掲げる課の長及び宮代町水道事業の設置等に関する条例（昭和41年宮代町条例第20号）第3条第2項に規定する室の長（以下「課長等」という。））は、確認申請書に基づき一般競争入札参加希望者一覧表（単体企業にあつては様式第6号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第7号）を作成するものとする。
- 3 課長等は、参加希望者の参加資格の有無及び参加資格がないと認めた場合の理由並びに参加資格者についての入札保証金及び契約保証金の取扱いについて確認するものとする。この場合において、特に必要があると認めるときは、業者選定委員会に諮ることができる。
- 4 課長等は、前項の確認結果を一般競争入札参加資格申請業者一覧表（様式第8号）により町長に報告するものとする。
- 5 課長等は、参加資格の確認結果を、参加資格者については様式第9号により、参加資格がないと認めた者についてはその理由を付して様式第10号により、通知するものとする。

（参加資格の有無の再確認）

第8条 参加資格がないと認められた者は、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。

- 2 参加資格の有無の再確認が終了しなければ、入札を執行することはできないものとする。

（設計図書等）

第9条 対象工事等の設計図面、仕様書、特記仕様書及び契約書案（以下「設計図書等」という。）は、参加希望者又は参加資格者に、閲覧、貸与若しくは配布（有料若しくは無料）するものとする。

2 参加希望者又は参加資格者からの質問及びその回答は、全ての参加資格者に周知するものとする。

3 有資格者と決定された者であっても、設計図書等の閲覧又は貸与により、対象工事の内容を確認しない者は、入札への参加資格を取り消すものとする。

（現場説明）

第10条 現場説明会は、必要に応じて開催するものとする

（入札保証金）

第11条 入札保証金の納付及び減免については、契約規則第5条及び第8条に基づくものとする。

2 入札保証金は、入札後、様式第11号の請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定に基づき還付しないものとする。

（入札金額見積内訳書）

第12条 入札参加者からは、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

（入札参加資格の確認）

第13条 入札執行者は、入札前に、参加資格があると認めた旨の確認通知書の写しを提出させること等により、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。

2 第7条第5項の規定による参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は、これを認めないものとする。

3 入札執行者は、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

4 再度入札は2回までとする。ただし、第18条に規定する電磁的方法による入札においては、再度入札は1回とする。

（不調時の取扱い）

第14条 再度入札によっても落札者がいないときは、日時を改めて公告をして、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、指名競争入札又は随意契約とすることができるものとする。

2 前項ただし書の随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。

(入札の辞退)

第15条 参加資格者は、参加資格の確認後であっても、入札を辞退することができるものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号の一に該当する入札は無効とするものとする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札に参加する資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札

(7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(8) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

(10) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

(11) 明らかに連合によると認められる入札

(12) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(13) 前各号に掲げるもののほか公告に示す事項に反した者がした入札

(契約保証金)

第17条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第26条及び第27条に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第11号の請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(電磁的方法による入札)

第18条 入札を契約規則第12条の2に基づく電磁的方法により執行する場合の手続きは、別に定めるところによる。

(その他)

第19条 この要領に特別の定めがない事項は、指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

- 2 宮代町一般競争入札試行要領（平成7年12月28日町長決裁）は、廃止する。